

「小中一貫教育・地域学校園」制度 検証について

令和4年2月

宇都宮市教育委員会

目 次

I	検証の趣旨	2
II	現行「小中一貫教育・地域学校園」制度の概要	3
1	本制度導入及び検証・見直しの経緯	3
2	平成27年度以降の本制度の全体構想	4
III	国の教育施策の動向	6
1	学習指導要領改訂	6
2	第3期教育振興基本計画	7
3	令和の日本型学校教育	8
4	小中一貫教育の状況	10
IV	各基本方針等の状況	11
1	各基本方針における現状と評価及び今後の課題	13
	【基本方針1】	13
	【基本方針2】	23
	【基本方針3】 【基本方針4】	27
2	その他の状況と評価及び今後の課題	31
	【取組を推進するための組織】	31
	【制度全体】	32
V	各基本方針等における課題のまとめ	35
1	制度設計等について	35
2	【基本方針1】について	35
3	【基本方針2】について	36
4	【基本方針3】【基本方針4】について	36
VI	これまでの総括	37
1	成果	37
2	今後の方向性	38
VII	今後の「小中一貫教育・地域学校園」制度	39
1	全体構想	39
2	各地域学校園における具体的な取組	40
3	制度の推進体制等	47

I 検証の趣旨

本市においては、すべての児童生徒の学力保障と学校生活適応を目指すとともに、学校教育の充実を図る「小中一貫教育・地域学校園」制度を平成22年度からのモデル実施を通して平成24年度から全市で導入した。

令和3年3月には、本制度を全市で導入した平成24年度に小学校に入学した児童が、義務教育9年間で修了して中学校を卒業する節目を迎えたことから、これまでの取組における成果と課題を整理するとともに、令和3年4月に、小中学校において新学習指導要領が全面実施されており、本制度の目標や取組等をその趣旨に基づいて確認し、整合を図る必要がある。また、本制度と令和4年度に見直しが予定されている「第2次宇都宮市学校教育推進計画」との関係性を改めて整理することにより、本市学校教育の一層の充実を図る必要がある。

このようなことから、本制度のこれまでの取組の成果や課題等を児童生徒、教職員、地域の状況等から把握するなどして、令和3年度中を目途に検証を行い、今後の方向性を検討することとした。また、本検証を踏まえて、令和4年度までに具体的な取組について検討した上で、令和5年度より、改定後の「第2次宇都宮市学校教育推進計画」と併せて見直し後の制度を実施するものである。

Ⅱ 現行「小中一貫教育・地域学校園」制度の概要

1 本制度導入及び検証・見直しの経緯

本市においては、小学校から中学校への進学時に学習内容が難しくなることなどにより、学習や学校生活にうまく適応できない生徒が見られるなど、いわゆる中1ギャップが明らかになってきたため、平成19年度に「学校教育制度基本計画」を策定し、義務教育9年間を一体として捉え、児童生徒の発達の段階に応じた系統的な指導により、本市全ての児童生徒の学力保障と学校生活適応を目指した「小中一貫教育・地域学校園」制度を実施することとした。その上で、平成20年度に一つの中学校と複数の小学校を組み合わせた25の地域学校園を設定した上で、平成22年度より先行実施する6つのモデル地域学校園を指定した。

平成24年度には本制度を全市に導入し、市教育委員会作成の「手引書」に基づきながら全市一斉の取組と各地域学校園独自の活動を推進し、ほぼ円滑に進められたが、制度実施に伴う教職員の業務増加により多忙化が進むなどの状況も見られたため、平成26年度までに制度の検証・見直しを行い、平成27年度より、新たな4つの基本方針に基づく持続可能な制度として推進してきたところである。

その後、小学校から中学校、中学校から小学校への乗り入れ授業の地域学校園裁量化や、本市独自に授業時数を増加させる教科の縮減などの取組の見直しを適宜行ってきた。

〔25地域学校園の組合せ〕

NO	中学校	小学校	NO	中学校	小学校
1	一条	西 西原 宮の原	14	国本	国本中央 国本西 晃宝
2	陽北	東 錦 豊郷南	15	城山	城山中央 城山西 城山東
3	旭	中央 築瀬 城東	16	晃陽	富屋 篠井
4	陽南	陽南 緑が丘 横川西 陽光	17	姿川	姿川中央 姿川第一
5	陽西	桜 宝木	18	雀宮	雀宮中央 雀宮東 雀宮南
6	星が丘	戸祭 昭和 上戸祭	19	鬼怒	御幸 平石中央 平石北 御幸が原
7	陽東	峰 石井 陽東	20	宝木	細谷 西が岡
8	泉が丘	今泉 泉が丘	21	若松原	五代 新田
9	宮の原	富士見 明保 姿川第二	22	上河内	上河内東 上河内西 上河内中央
10	清原	清原中央 清原南 清原北 清原東 ゆいの杜	23	古里	白沢 岡本北
11	横川	横川中央 横川東	24	田原	田原 田原西
12	瑞穂野	瑞穂野北 瑞穂野南 瑞穂台	25	河内	岡本 岡本西
13	豊郷	豊郷中央 豊郷北 海道			

(網掛けはモデル地域学校園)

2 平成27年度以降の本制度の全体構想

(1) 目的

義務教育9年間を通じた系統的な指導と、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動などにより、児童生徒の学力保障と学校生活適応を目指す学校教育の充実

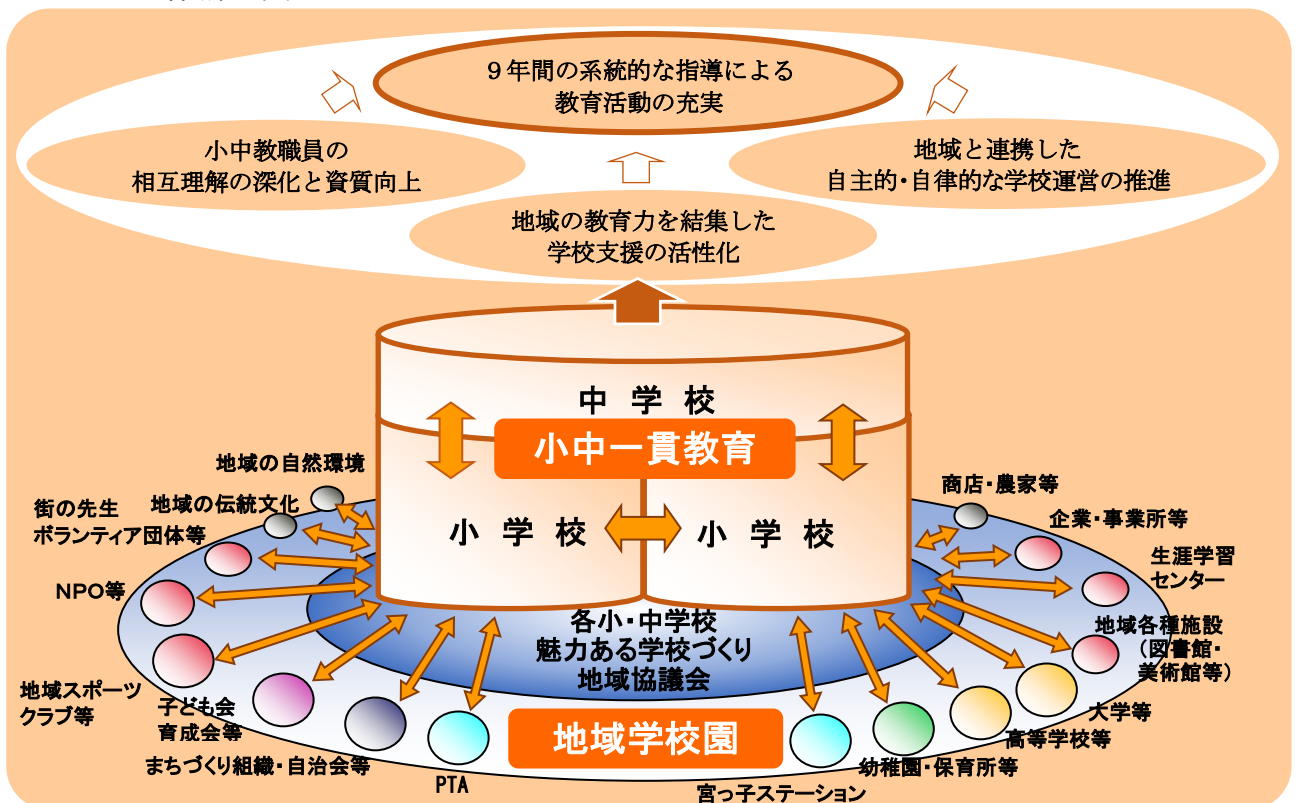
(2) 基本的な制度設計

- 小中学校を組み合わせた25の地域学校園を設定
- 既存の学校施設を活用した施設分離型^(※1)で実施
- 本市独自の4・3・2制カリキュラム^(※2)の編成

(3) 基本方針

- ① 小中一貫教育カリキュラムの充実により、教育活動の一層の充実を目指す。
- ② 教職員の相互理解を一層深めることにより、教職員の資質向上を図る。
- ③ 地域教育力の活用をさらに進めることにより、学校支援の充実を図る。
- ④ 自主的・自律的な学校運営の推進により、「地域とともにある学校づくり」を進める。

(4) 全体構想図



※1 「施設分離型」

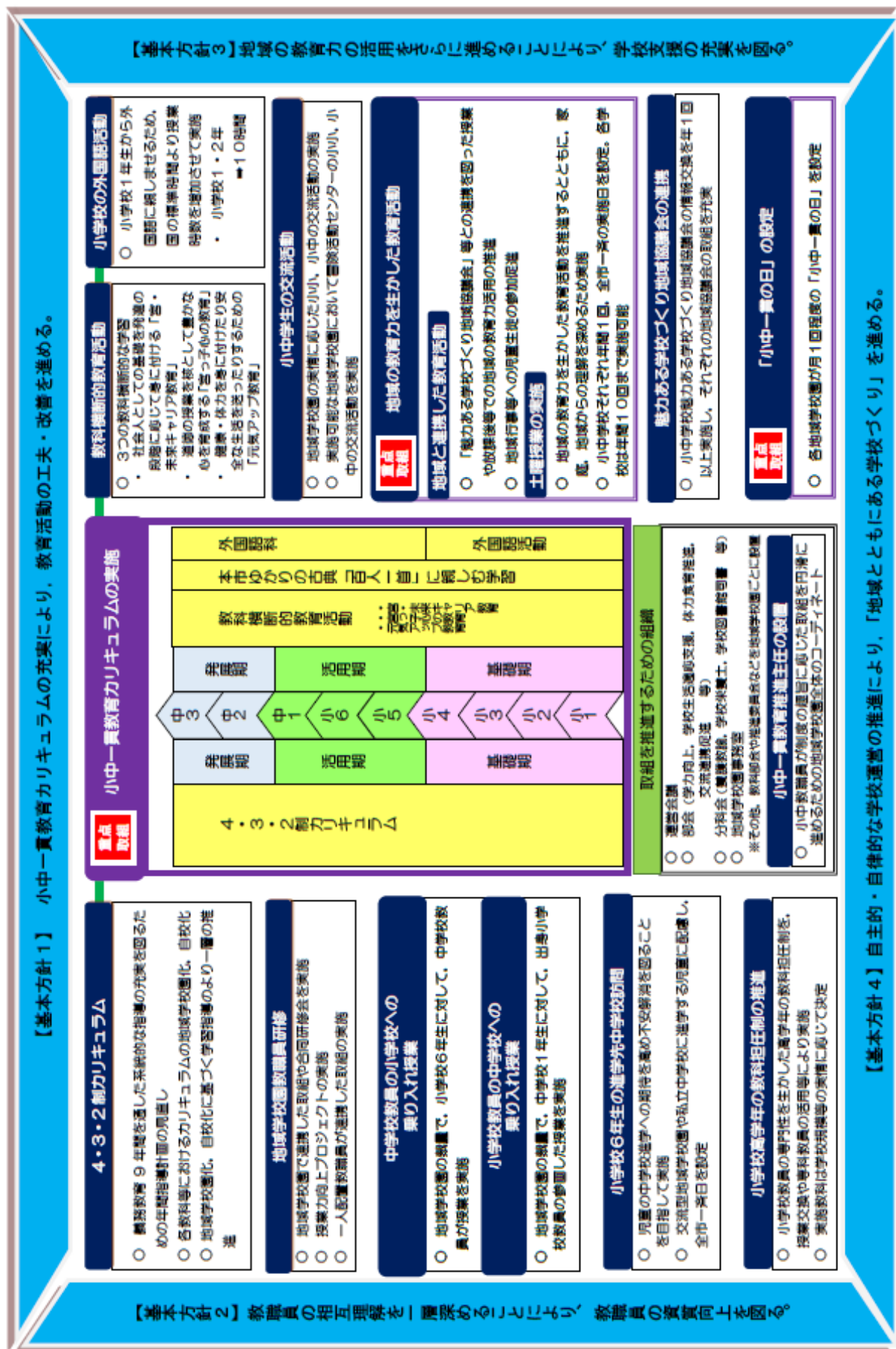
学校施設の形態の一つであり、小・中学校が分離している形態。他に、施設一体型や施設隣接型がある。

※2 「4・3・2制カリキュラム」

義務教育9年間を「基礎期」「活用期」「発展期」の4・3・2の3期に分けたカリキュラムで、義務教育9年間を見通した各教科等の目標や、各期で児童生徒が身に付けるべき力を明らかにしているもの。

II 現行制度の概要

(5) 各地域学校園における具体的な取組の全体概要



Ⅲ 国の教育施策の動向

1 学習指導要領改訂

平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」に基づき、平成29年に新しい小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が公示され、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度に全面实施された。

〔改訂のポイント〕

- 社会に開かれた教育課程
 - よりよい教育課程を通じてよりよい社会を作るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容を明確にししながら、社会との連携・協働によってそのような学校教育の実現を図ることを目指す。
- 育成を目指す資質・能力
 - 育成を目指す資質・能力を明確化し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理した。また、全ての教科等の目標及び内容についても、この3つの柱に基づいて整理した。
- カリキュラム・マネジメント^(※3)
 - 児童生徒の姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図っていく。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
 - 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにする。

※3 「カリキュラム・マネジメント」

- ・児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
 - ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
 - ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
- などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

Ⅲ 国の教育施策の動向

2 第3期教育振興基本計画

平成30年3月の中央教育審議会答申「第3期教育振興基本計画について」に基づき、平成30年6月に閣議決定され、平成30年度から令和3年度までの5年間における教育政策の目標、目標を実現するために必要となる施策群が示された。

〔2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項〕

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

- 個人と社会の目指すべき姿
 - ・ 個人 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値観を創造する人材の育成
 - ・ 社会 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

- 教育政策の重点事項
 - ・ 「超スマート社会（Society5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
 - ・ 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

〔今後の教育政策に関する基本的な方針〕

- 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する
- 教育政策推進のための基盤を整備する

3 令和の日本型学校教育

令和3年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～により、急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿や「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性などが示された。

【急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力】

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

【2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿】

- 個別最適な学び
- 協働的な学び

【「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性】

- 学校教育の質と多様性、包摂性^(※4)を高め、教育の機会均等を実現する
- 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

【「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方】

- 学校教育の質の向上に向けたICTの活用
- ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上
- ICT環境整備の在り方

【幼児教育の質の向上について】

- 小学校教育との円滑な接続の推進
 - ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の教職員の連携促進
 - ・ スタートカリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化

※4 「包摂性」

様々な背景により多様な教育ニーズのある児童生徒が、実態として学校教育の外に置かれることのないようにすること。

Ⅲ 国の教育施策の動向

〔9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について〕

- 基本的な考え方
 - ・ 我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務
 - ・ 義務教育9年間を通じた教育課程，指導体制，教員養成等の在り方について一体的に検討を進める必要
 - ・ 児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中にあっても，義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底

- 教育課程の在り方
 - ・ 学力の確実な定着等の資質・能力を育成
 - ・ 補充的・発展的な学習指導
 - ・ カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- 義務教育9年間を見通した教科担任制
 - ・ 小学校高学年からの教科担任制の導入
 - ・ 義務教育9年間を見通した教師の養成

- 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策
 - ・ 不登校児童生徒への対応
 - ・ 義務教育未修了の学齢を経過した者等への対応

- 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力の育成

- いじめの重大事態，虐待事案等への適切な対応

4 小中一貫教育の状況

- 平成17年度の中央教育審議会答申「新しい義務教育を創造する」の中で、義務教育においては学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があり、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて検討する必要性が指摘された。この頃から、全国において小中一貫教育に取り組む自治体が増加し、小中一体型の施設を建設して小中一貫教育を行う自治体も見られるようになった。
- また、平成24年7月13日に中央教育審議会初等中等教育分科会において「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」がとりまとめられ、小中一貫教育を進めることで、義務教育期間において児童生徒の資質、能力、態度をよりよく育めるようになり、中学生の不登校出現率の減少や学習状況調査等の平均正答率の上昇などの効果が見られたりしていることが明らかになり、県内においても小中一貫教育を実施する自治体が増加した。
- さらに、教育再生実行会議の第5次提言や中央教育審議会答申を経て、平成27年度の通常国会において、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする学校教育法が成立し、関係政省令、告示と合わせて平成28年4月1日に施行された。その後、全国の自治体において義務教育学校が設置されており、令和3年4月現在、県内においては3校が設置されている。また、国が平成29年に行った小中一貫教育の導入状況調査においては、小中連携教育^(※5)を実施している市区町村が72%、小中一貫教育^(※6)を実施している市区町村が14%という結果であった。
- 前述の学習指導要領（小学校は令和2年度、中学校は令和3年度に全面実施）において、小学校には「中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること」、中学校には「小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること」と示されており、小・中学校の接続が重視されている。

※5 「小中連携教育」

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育。

※6 「小中一貫教育」

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育。

(文部科学省が実施した小中一貫教育の導入状況調査における定義)

IV 各基本方針等の状況

本章では、「小中一貫教育・地域学校園」制度の4つの基本方針における取組等の評価と今後の課題について、本市が設定している指標の状況、各学校や地域学校園からの意見聴取及び校長会との意見交換において出された意見、市教委職員による学校訪問時の状況等をもとにまとめた。

【「小中一貫教育・地域学校園」制度の評価において本市が設定している指標】

期待される効果		指標	調査, アンケート等	項目, 質問項目 等	
1	9年間の系統的な指導による教育活動の充実	①	50%未満の定着率の割合(中1)	とちぎっ子学習状況調査	50%未満の定着率の生徒の割合(中2 数学)
		②	不登校数の推移(小6, 中1)	不登校に関する実態調査	同左
		③	いじめ件数の推移(小6, 中1)	児童生徒の問題行動等 生徒指導上の諸問題に関する調査	同左
		④	50%未満の定着率の割合(中3)	学習内容定着度調査	50%未満の定着率の生徒の割合(国語・数学・英語)
2	小中教職員の相互理解の深化と資質向上	⑤	相互乗り入れ授業を実施した教職員の割合	乗り入れ授業実施割合を地域学校園ごとに集計	同左
		⑥	指導方法の工夫・改善の状況	全国学力・学習状況調査	教科の指導内容や指導方法について近隣の小学校(中学校)と連携を行っているか。
3	地域の教育力を結集した学校支援の活性化	⑦	地域協議会の学校支援ボランティアの人数	魅力ある学校づくり 地域協議会に関する計画, 実績報告	同左
		⑧	地域の方とともに学ぶことが楽しいと考える児童生徒の割合	学校マネジメントシステム	私は、地域や企業の方々と一緒に活動することで学習が充実し、楽しい。
4	地域と連携した自主的・自律的な学校運営の推進	⑨	地域等と連携して、教育活動や学校運営の充実を図っていると考えている地域住民の割合	学校マネジメントシステム	学校は、家庭、地域、企業等と連携・協力して、教育活動や学校運営の充実を図っている。
		⑩	地域の行事に参加している児童生徒の割合	学習と生活のアンケート	地域での活動(子ども会や育成会の行事など)に参加している。

基本的に、本制度全市実施の平成24年度または前年度の平成23年度から直近の状況についてまとめているが、一部、調査開始年度の関係により、平成25または26年度以降の結果を示しているものもある。なお、令和2年度の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響が出ていることから、令和元年度までの状況を対象とした。

〔意見聴取及び意見交換の実施状況〕

- 各地域学校園の担当指導主事による学校訪問及び聞き取り
 - 実施時期
 - ・ 平成27～30年度の乗り入れ授業実施日
 - ・ 平成29～令和2年度の総合訪問事前打合せ実施日
 - 内 容
 - ・ 小中一貫の日の実施状況
 - ・ 相互乗り入れ授業の実施状況
 - ・ 特色ある取組 など

- 校長会との意見交換会
 - 実施時期
 - ・ 令和2年12月
 - ・ 令和3年6月
 - 内 容
 - ・ 各地域学校園における本制度の実施状況
 - ・ 見直し後の本制度の基本設計や取組

- 各地域学校園の担当教員を対象とした意見聴取
 - 実施時期
 - ・ 令和元年12月（担当者研修事前提出資料）
 - ・ 令和3年2月（担当者会議提出資料）
 - 内 容
 - ・ 地域学校園として力を入れた取組及び成果と課題
 - ・ 見直し後の本制度における取組等

1 各基本方針における現状と評価及び今後の課題

【基本方針1】

小中一貫教育カリキュラムの充実により，教育活動の工夫・改善を進める。

〔取組〕

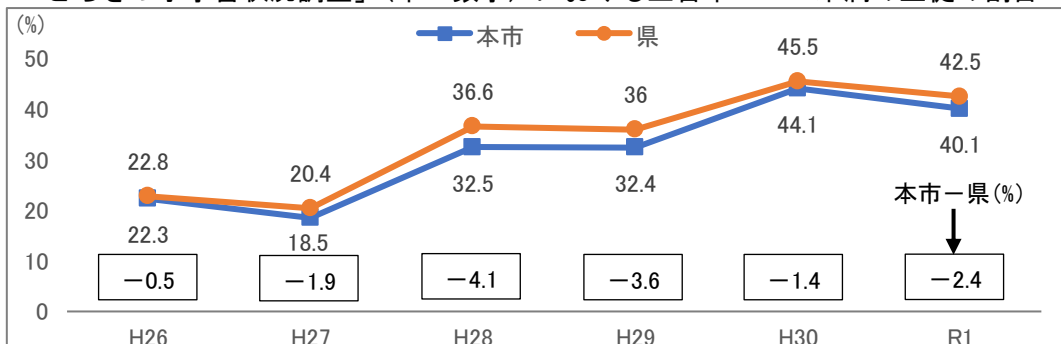
- 小中一貫教育カリキュラムの実施 重点取組
 - ・ 各教科等におけるカリキュラム
 - ・ 教科横断的教育活動（「宮・未来キャリア教育」の推進，「宮っ子心の教育」の推進，「元気アップ教育」の推進）
 - ・ 小学校低学年の外国語活動
 - ・ 本市ゆかりの古典「百人一首」に親しむ学習
- 小学校高学年の教科担任制
- 小学校6年生の進学先中学校訪問
- 小中学生の交流活動

学力保障に係る状況

(1) 現状

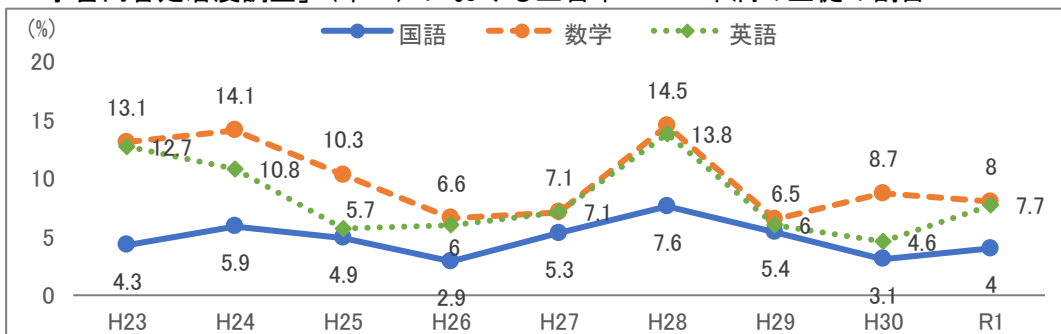
ア 指標等の状況

「とちぎっ子学習状況調査」(中2数学)における正答率50%未満の生徒の割合



・ 県と比べて少ないとともに，その差は大きくなる傾向が見られる。

「学習内容定着度調査」(中3)における正答率50%未満の生徒の割合

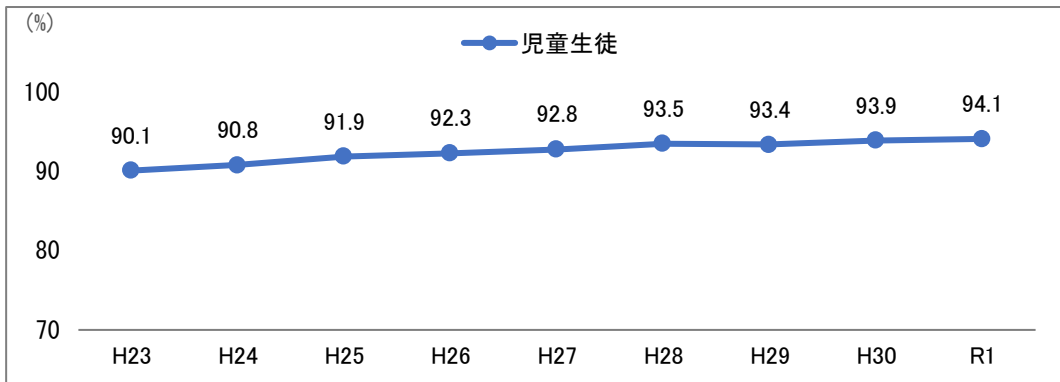


・ 全体的に減少傾向が見られる。

〔補助データ〕

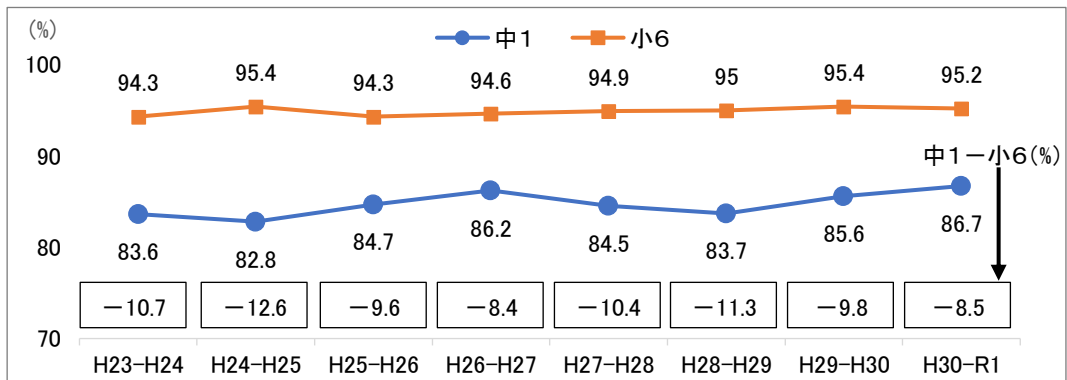
① 学習と関係するもの

「先生方の授業は分かりやすく、一人一人に丁寧に教えてくれる」



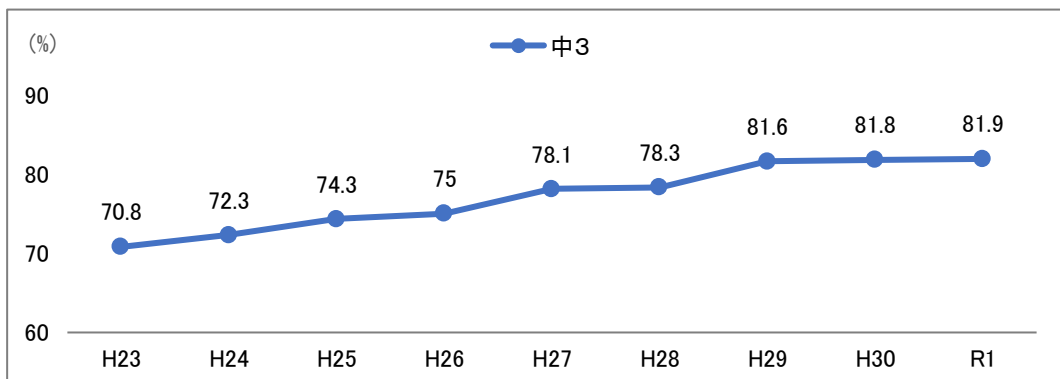
- 増加傾向が見られ、全市実施前年度と比較して4ポイント増加している。

同一児童生徒における小6時と中1時に「学校の授業が分かる」と回答した割合



- 中学校進学後の肯定的な回答の割合が、全市実施前年度と比較して約3ポイント増加している。

「学習に対して、自分から進んで取り組んでいる。」と回答した中3生徒の割合

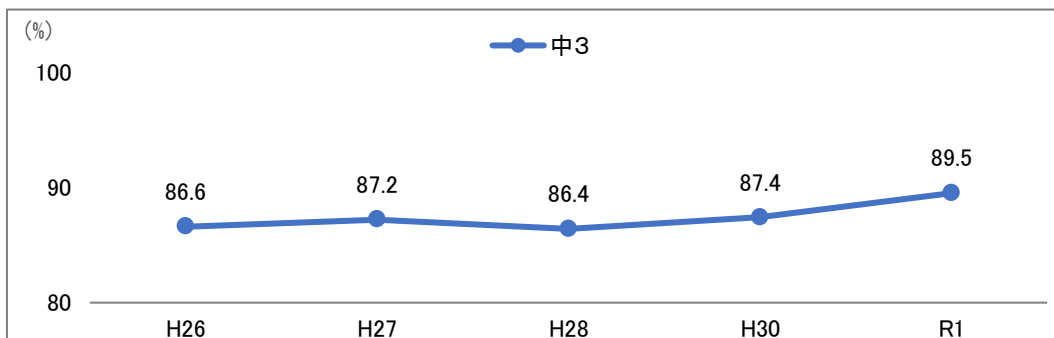


- 増加傾向が見られ、全市実施前年度と比較して約10ポイント増加している。

IV 各基本方針等の状況

② 「宮・未来キャリア教育」と関係するもの

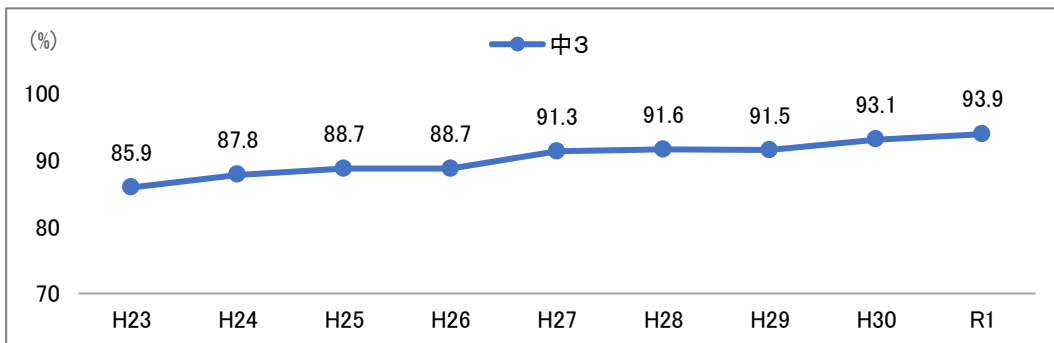
「自分のよさを人のために生かしたいと思う。」と回答した中3生徒の割合



- 調査開始後、増加傾向が見られる。(平成29年度は本質問を未実施)

③ 「宮っ子心の教育」と関係するもの

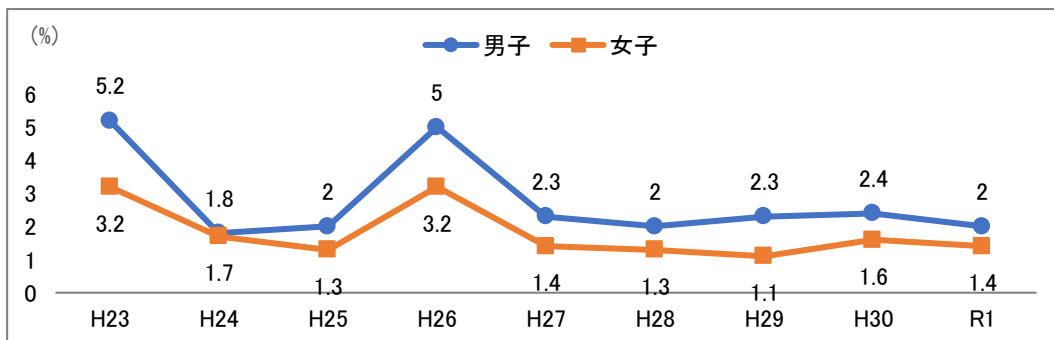
「誰に対しても、思いやりの心を持って接している。」と回答した中3生徒の割合



- 増加傾向が見られ、全市実施前年度と比較して8ポイント増加している。

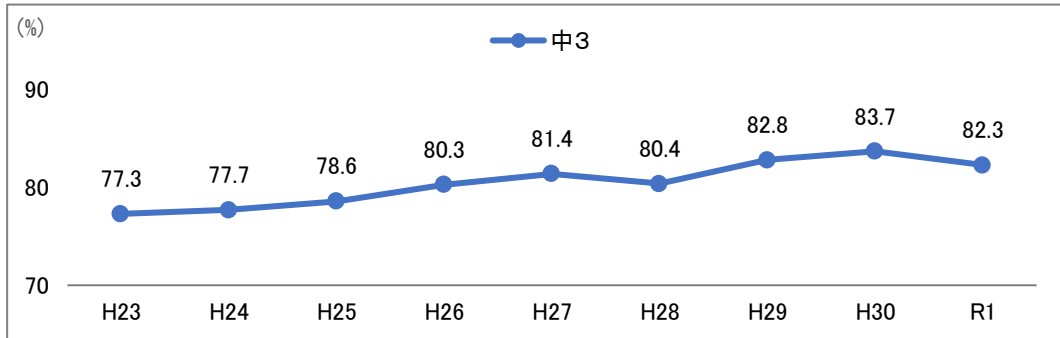
④ 「元気アップ教育」と関係するもの

「うつのみや元気っ子健康体力チェック」におけるE段階の中3生徒の割合



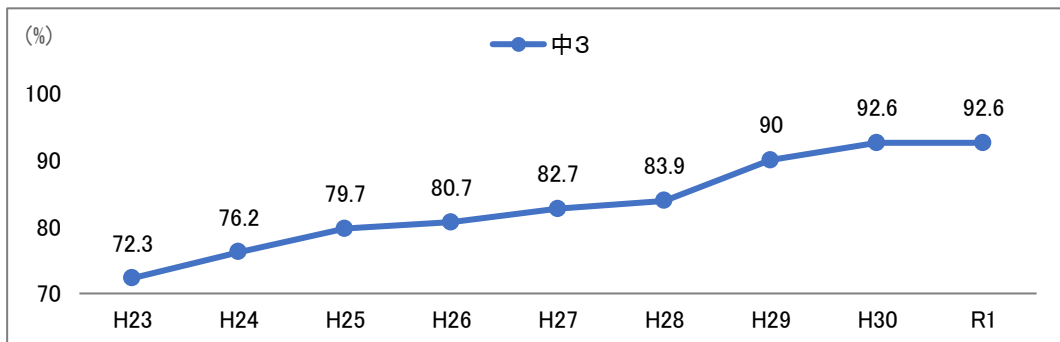
- 本制度の全市実施前と比べて減少傾向が見られる。

「好ききらいをしないで食べている。」と回答した中3生徒の割合



- ・ 増加傾向が見られ、本制度の全市実施前年度と比較して5ポイント増加している。

「食事のマナーについて関心がある。」(～H28), 「食事のマナーに気をつけて食べている。」(H29～)と回答した中3生徒の割合



- ・ 本制度の全市実施前年度と比較して大きく増加している。

IV 各基本方針等の状況

イ 学校からの聞き取りにおける状況

〔これまでの取組について〕

- ・ 地域学校園の「学習の約束」や「家庭学習の手引き」を作成、活用したことにより、特に学年が上がるにつれて学習態度や学習習慣の定着の状況に成果が見られた。
- ・ めあての設定やまとめ・振り返りの実施などの授業における共通実践や、学力調査の結果分析による共通課題の明確化などにより、学力向上を図ることができた。
- ・ 「宮・未来キャリアパスポート」のファイルを共通の方針のもとに作成・活用することで、中学校進学後の指導を効果的に行えるようにした。また、地域学校園内共通のキャリア教育アンケートを実施し、基礎的・汎用的能力に係る児童生徒の実態や課題を明らかにすることができた。
- ・ 地域学校園の重点目標を踏まえた「宮っ子心の教育」の9年間の系統表を作成・活用するとともに、道徳科の授業の充実に向けた共通実践を行ったことにより、系統的な指導が充実した。
- ・ 体力の向上に向けたサーキットトレーニングなどを共通で実践し、児童生徒の体力向上を図ることができた。
- ・ 各学年の教科指導において、4・3・2制を十分に意識できていない状況である。
- ・ 「家庭学習の手引き」等について、作成当初は同一歩調で活用を図ったが、徐々に形骸化し、活用状況について地域学校園内の各学校における差が生じている。

〔制度の見直しについて〕

- ・ 9年間を見通した指導や小中相互の連携は意識しているものの、4・3・2の区切りを踏まえた目標の設定や取組の推進が難しく、成果を実感しにくい面があるため、4・3・2制についての考え方を整理することが必要であると考えている。
- ・ 小学校高学年の教科担任制について、小規模校では担任同士の授業交換による実施が難しく、専科教員の配置等の支援が望まれる。また、学級を離れる時間が多くなることに不安を感じる学級担任もあり、意識の改革が必要であると考えている。
- ・ G I G Aスクール構想を踏まえた系統的な指導について、小中学校で連携して取り組んでいく必要があると考えている。

(2) 評価

- ・ 指標や補助データの状況において、知・徳・体ともに、義務教育修了段階の中3生徒に良好な状況が見られており、義務教育9年間を通じた系統的な学習指導や教科横断的な教育活動の成果であると考えられる。
- ・ 指標である「とちぎっ子学習状況調査」(中2の4月実施：中1までの学習内容)における正答率50%未満の生徒の割合について、県と比較して少ない状況が見られているとともに、その差は大きくなる傾向であり、学習における中1ギャップ解消に良好な状況が見られる。

- ・ 学習習慣や態度の育成に向けた手引き等の作成・活用，授業における指導の共通実践，学力調査結果の共同分析など，地域学校園内の小中学校が連携して学力向上を図る取組が定着している。
- ・ 4・3・2制カリキュラムについて，「宮・未来キャリア教育」などの教科横断的教育活動において，各期のまとまりを踏まえた指導が効果的に行われている。一方，学習指導要領において，各教科等の目標及び内容が，各学年，または小学校低・中・高学年等の学年段階で示されており，4・3・2の区切りとは異なっていることから，4・3・2制による指導計画の効果的な活用が難しい状況が一部で見られる。
- ・ 小学校では平成30年度まで，中学校では平成26年度まで実施していた会話科に係る取組のうち，「英会話の時間」については，小学校の外国語活動として取組が継続しているものの，「ことばの時間」の中で行われていた，本市ゆかりの「百人一首」に親しむ学習については，各学校の取組に縮小傾向が見られる。
- ・ 小学校高学年の教科担任制については，各小学校の裁量に応じて実施されており，本制度を生かして充実を図っているとは言い難い状況であるが，実施している小学校においては，児童の学習意欲の向上や，複数の教員の関わりによる多面的な児童理解などが見られる。
- ・ 地域学校園としての教育ビジョンや児童生徒の実態に基づいて指導の重点を設定した上で全教員が共通の実践を行っている地域学校園があるものの，全市的には，教育ビジョンや指導の重点の具現化に向けた取組の状況にばらつきが見られる。

(3) 今後の課題

- ・ 4・3・2制カリキュラムの考え方とその生かし方について，検討する必要がある。
- ・ 本市ゆかりの「百人一首」に親しむ活動の在り方について，「宇都宮学」との関連を踏まえて検討する必要がある。
- ・ 国の教育施策において小学校高学年の教科担任制が重視され，効果が期待されていることを踏まえ，指導体制の整備や指導方法の工夫に取り組む必要がある。
- ・ 各地域学校園の重点及び方向性に基づいた取組を一層促進する必要がある。

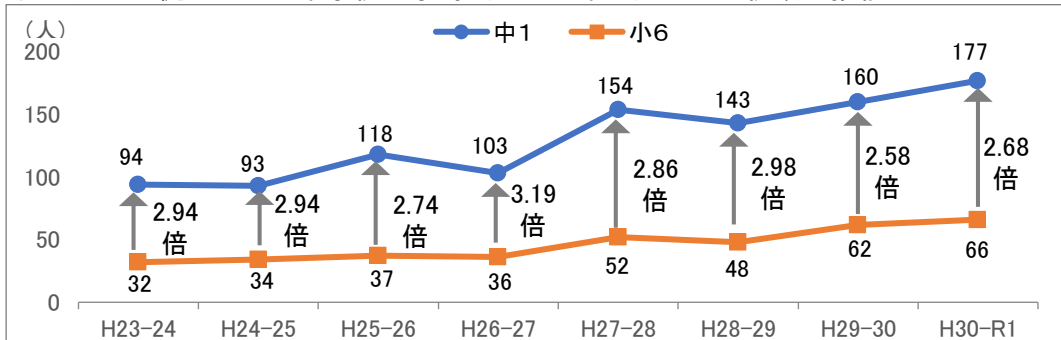
IV 各基本方針等の状況

学校生活適応に係る状況

(1) 現状

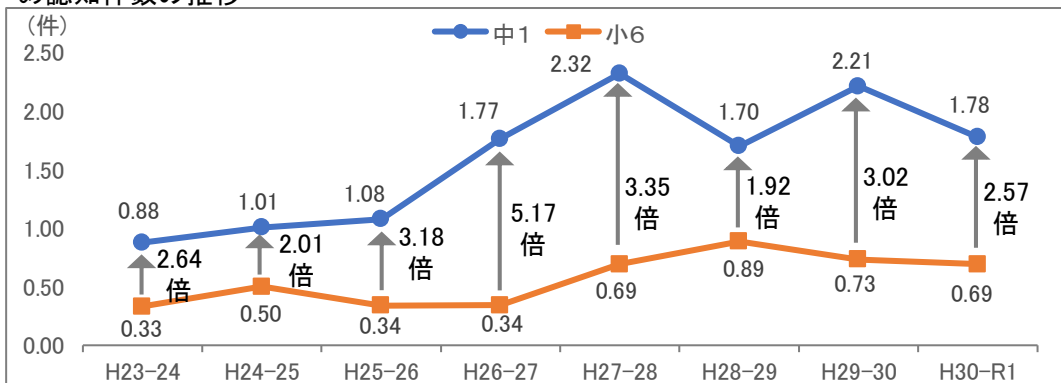
ア 指標等の状況

同一児童生徒における中学校進学時（小6⇒中1）の不登校数の推移



- ・ 小6⇒中1の不登校の増加率に減少傾向が見られるが、不登校数は増加傾向にある。

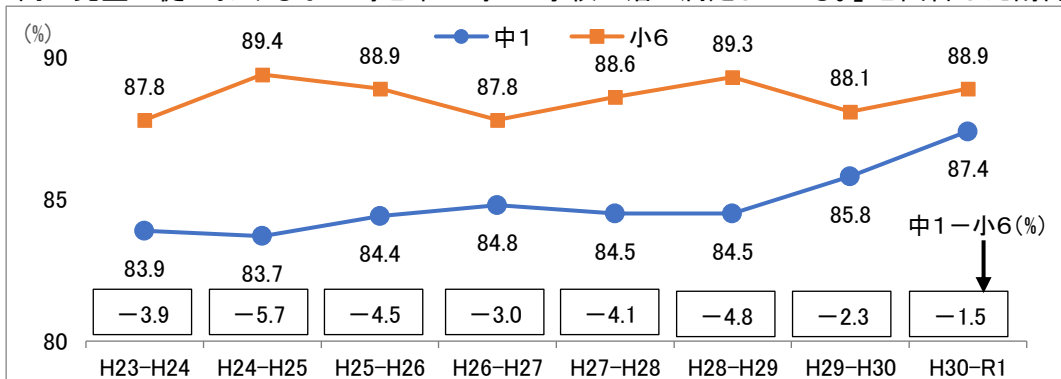
同一児童生徒における中学校進学時（小6⇒中1）の児童生徒100人当たりのいじめ認知件数の推移



- ・ 小6⇒中1のいじめ認知件数の増加率は平成27年度以降、減少傾向が見られる。
(平成25年度の「いじめ防止対策推進法」制定により、調査におけるいじめの定義が変更)

[補助データ]

同一児童生徒における小6時と中1時に「学校生活に満足している。」と回答した割合



- ・ 中1生徒に増加傾向が見られる。

イ 学校からの聞き取りにおける状況

〔これまでの取組について〕

- ・ 学校生活適応部会や各地域学校園児童生徒指導強化連絡会^(※7)等において、各学校におけるいじめ、不登校対策についての情報交換や、個別の支援が必要な児童生徒の状況等についての共有が行われており、各学校の取組の充実や一人一人に応じた支援の充実につながっている。
- ・ 発達の段階に応じた「生活のきまり」等を作成、活用したことにより、児童生徒指導を系統的に進められ、特に中1生徒への指導を円滑に行うことができた。
- ・ 小学校6年生の進学先中学校訪問により、小6児童の中学校生活に対する不安を軽減し、期待を高めることができた。
- ・ あいさつ運動をはじめとする小中学生の交流活動により、小学生は中学生の姿を目標にすることができ、中学生は上級生としての意識を高めることができた。
- ・ コロナ禍における新しい生活様式により、交流活動の実施が難しくなっている。

〔制度の見直しについて〕

- ・ 進学先中学校訪問は、小6児童にとって中学校の様子を知ることができる貴重な機会であり、DVDの視聴等と比べて、実際に訪問し体験することの有効性が高いと考える。また、過重な負担がなく実施できる取組であるため、継続が望まれる。
- ・ 小中学生の交流活動等においてICTを活用し、オンラインでの実施を取り入れていく必要があると考える。

(2) 評価

- ・ 不登校数が増加している状況の中、不登校を生まない居がいのある学級経営や初期段階からの組織的な対応が推進されているとともに、不登校となっている児童生徒一人一人の状況に応じた適切な支援を行えるよう、小学校における個別支援の取組を中学校でも継続するための情報交換の場の設定や、記録の引継ぎが行われている。
- ・ 各地域学校園児童生徒指導強化連絡会において、いじめ防止対策を含む児童生徒指導に係る取組についての情報共有や、個別事案についてのケーススタディーなどが実施され、各学校における取組の改善や充実につながっていると考えられる。
- ・ 補助データの状況において「学校生活に満足している」と回答した中1生徒の割合が増加している傾向が見られることや、学校からの聞き取りにおいて、発達の段階に応じた系統的な指導により、中1生徒がスムーズに中学校生活に適応できているとの意見が多いことなど、学校生活適応に係る良好な状況が見られており、中学校生活を見据えた小学校段階からの生活のきまりの設定や活用、小中学生の交流活動や小学校6年生の進学先中学校訪問による中学校生活への期待感の高まりなどが、成果につながっていると考えられる。

※7 「各地域学校園児童生徒指導強化連絡会」

各地域学校園の小中学校の校長、児童指導主任、生徒指導主事らで構成し、年2回実施する連絡会であり、市教委から指導助言者が出席し、児童生徒指導に関する研究や情報交換、重点取組の検討などを行う。

IV 各基本方針等の状況

- ・ 小中学校の交流活動について、合同のあいさつ運動等が一般的に行われており、小学生の中学校生活への意欲の高まり、中学生の上級生としての自覚の向上につながっているが、活動の形骸化やコロナ禍による課題も見られる。

(3) 今後の課題

- ・ 日頃からの声掛けや「Q-U」(※8)を活用した早期発見など、新たな不登校を生まない学級経営等の充実を図るとともに、不登校となっている児童生徒一人一人に応じた支援と小中学校間の切れ目のない支援をより充実するため、別室登校やICT活用などに積極的に取り組む必要がある。
- ・ 不登校を生まないための取組を推進するとともに、不登校となっている児童生徒一人一人に応じた支援におけるICT活用などの工夫、小中学校の連携による切れ目のない支援の一層の充実に取り組む必要がある。
- ・ 小学校6年生の進学先中学校訪問について、中学校を実際に訪問することによる効果があるとする意見が多く寄せられているものの、全市一斉の実施日に市として交通手段を確保することの課題も生じており、持続可能な取組として継続していくための方策を検討する必要がある。
- ・ 小中学生の交流活動について、ICTを活用したオンラインによる実施や、各地域学校園の特色を踏まえた交流活動の精選などの検討が必要である。

※8 「Q-U」

学級の満足度や学校生活への意欲について児童生徒が回答するアンケートであり、学級の状態をデータ化して把握することができ、その結果が「児童生徒個人の意識」に加えて「学級集団の状態」を映し出すことから、不登校の兆候を捉え、その未然防止とよりよい学級づくりに生かすことができる。

IV 各基本方針等の状況

【基本方針2】

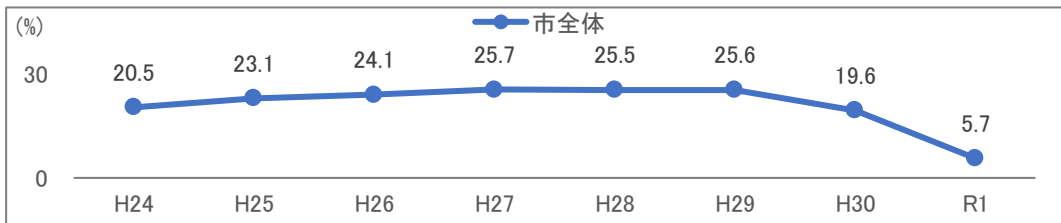
教職員の相互理解を一層深めることにより、教職員の資質向上を図る。

〔取組〕
□ 「小中一貫の日」の設定 重点取組
□ 中学校教員の小学校への乗り入れ授業（令和元年度より各地域学校園の裁量）
□ 小学校教員の中学校への乗り入れ授業（令和元年度より各地域学校園の裁量）
□ 地域学校園教職員研修

(1) 現状

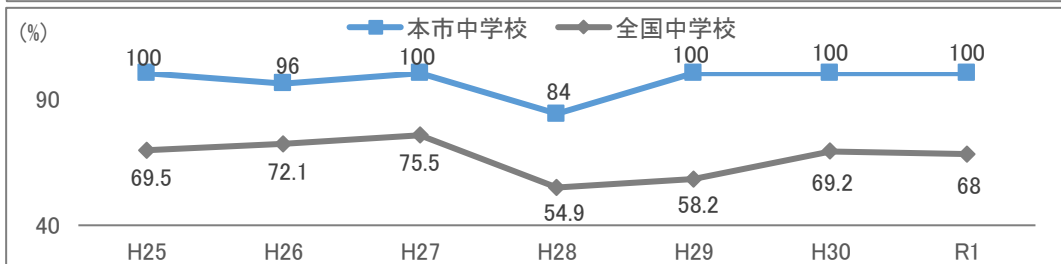
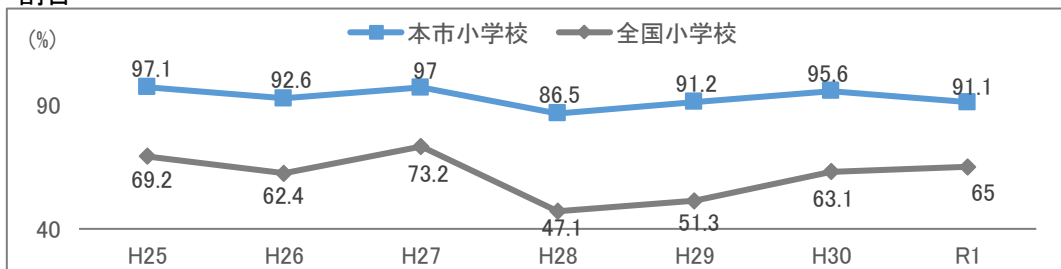
ア 指標の状況

乗り入れ授業を実施した教員の割合



- ・ 地域学校園裁量になって以降、実施した教員の割合は大幅に減少している。なお、小学校から中学校へ乗り入れている教員はほとんど見られなくなっている。

「教科の指導内容や指導方法について近隣の小学校（中学校）と連携を行った。」（～H27）、「近隣等の小学校（中学校）と、教科の教育課程の接続や教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った。」（H28～）と回答した学校の割合



- ・ 小中学校ともに、質問内容が変更された平成28年度に減少している。その後、本市の小学校では約90%、中学校では100%である。

イ 学校からの聞き取りにおける状況

〔これまでの取組について〕

- ・ 「小中一貫の日」を活用することにより、運営部会や部会、分科会、合同研修会等を円滑に設定することができた。
- ・ 乗り入れ授業により、小中学校の教員が互いの指導や児童生徒の状況について理解を深めることができた。また、中学校から小学校への乗り入れ授業については、教員の相互理解のみならず、小6児童の中学校の授業に対する不安軽減にも大変効果があった。
- ・ 乗り入れ授業の代替として、校内研修や授業研究会の実施について地域学校園内の学校へ案内し、相互に参加し合うことにより、授業力向上の取組を推進することができた。
- ・ 乗り入れ授業の際の後補充の対応が困難であり、自習体制をとることがあった。また、小規模の中学校においては、毎年ほとんどの教員が乗り入れ授業を実施しており、負担過重になっている。

〔制度の見直しについて〕

- ・ 「活用期」（小5～中1）以外にも関心をもって小中学校が互いの指導に学び合うことによって、相互理解が深まるのではないかと感じており、例えば、中学校の教員が小学校低学年の指導を理解することなども大切であると考え。
- ・ 小学校高学年の教科担任制を生かした指導の充実のためには、中学校教員との合同研修会が有効であり、そうした取組を実施しやすい体制が必要であると考え。
- ・ 外国語活動、外国語科の指導の充実に向け、本制度を生かして小中学校が連携して取り組むことが効果的であると考え。
- ・ 乗り入れ授業の実施を取り止めた地域学校園もあるが、意義ある取組であると考えられるため、それでよいのか疑問を感じる。特に外国語の指導について、今後、乗り入れ授業等により、小中学校の連携を充実させる必要があると考え。
- ・ 乗り入れ授業実施のためには、後補充担当教員の配置などの体制整備が望まれる。
- ・ 乗り入れ授業による児童生徒への直接的な指導ではなく、相互の授業参観や授業研究会等を通じた授業力向上の方が有効ではないかと考える。
- ・ ICTを活用したオンラインによる教職員研修や会議等を積極的に実施できるよう、取組の柔軟な運用について例示してほしい。

（2）評価

- ・ 「小中一貫の日」について、多くの地域学校園において年間8回を目安に実施され、運営部会や部会、分科会などの会議における情報交換等の取組が計画的に行われている。
- ・ 中学校教員による小学校への乗り入れ授業について、教職員の相互理解に加え、小6児童が中学校教員の授業を受けられることが、中学校進学への不安解消や意欲・意

IV 各基本方針等の状況

識の高まりにつながっている。一方、全市実施当初は各地域学校園において積極的に行われていた乗り入れ授業後の合同授業研究会の実施は減少し、授業力向上に向けた教職員の相互理解に係る役割は小さくなっている傾向にある。また、多くの地域学校園が中学校から小学校への乗り入れ授業の効果を認めているものの、現在は後補充を主業務とする会計年度任用職員が配置されていない状況から、後補充の難しさに課題を感じており、実施を取り止めた地域学校園も見られる。

- ・ 小学校教員による中学校への乗り入れ授業については、中1生徒が小学校の先生に自らの成長した姿を見てもらうことで意欲が高まるとの意見がある一方で、以前より、小学校教員の授業における役割の難しさなどについて学校から指摘されていた面もあり、学校裁量になって以降、実施を取り止めた地域学校園が多く見られる。
- ・ 指標の状況において「教育課程に関する小中学校共通の取組を行っている」と実感していない小学校が約10%であるなど、教員相互の交流や情報交換が児童生徒の現状等に終始しており、課題等の解決に向けた共通の取組に十分つながっていない状況が一部で見られる。

(3) 今後の課題

- ・ 乗り入れ授業の実施に向け積極的な地域学校園が減少している中、相互の授業への参加、参観の経験がない教員が、若手を中心に増加することが予想されるため、教員の指導や児童生徒の活動に触れ、理解を深める機会を保障する方策を検討する必要がある。
- ・ 小中学校が合同で行う授業研究の充実について、授業力向上プロジェクト研究の在り方と併せて検討する必要がある。
- ・ 相互理解が児童生徒の現状等の理解にとどまっている状況も一部で見られるため、相互理解を図る目的や内容について改めて整理した上で、学校と共有を図っていく必要がある。
- ・ 小学校における外国語の指導や小学校高学年における教科担任制の充実について、国の教育施策において推進されていることを踏まえ、小中学校が相互乗り入れ授業等により連携を図る際の視点として取り入れることについて、検討する必要がある。
- ・ 「小中一貫の日」の会議や研修会について、各地域学校園の実情に応じて効果的に計画、実施することができるよう、部会や分科会等の組織づくりやICTの活用などの好事例を市内で共有する必要がある。

IV 各基本方針等の状況

【基本方針3】

地域の教育力の活用をさらに進めることにより、学校支援の充実を図る。

【基本方針4】

自主的・自律的な学校運営の推進により、「地域とともにある学校づくり」を進める。

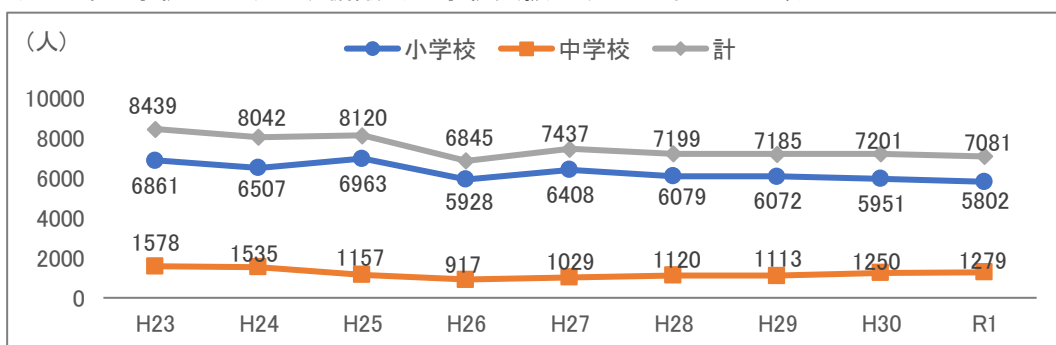
〔取組〕

- 地域の教育力を生かした教育活動 重点取組
 - ・ 地域と連携した教育活動
 - ・ 土曜授業の実施
- 魅力ある学校づくり地域協議会の連携

(1) 現状

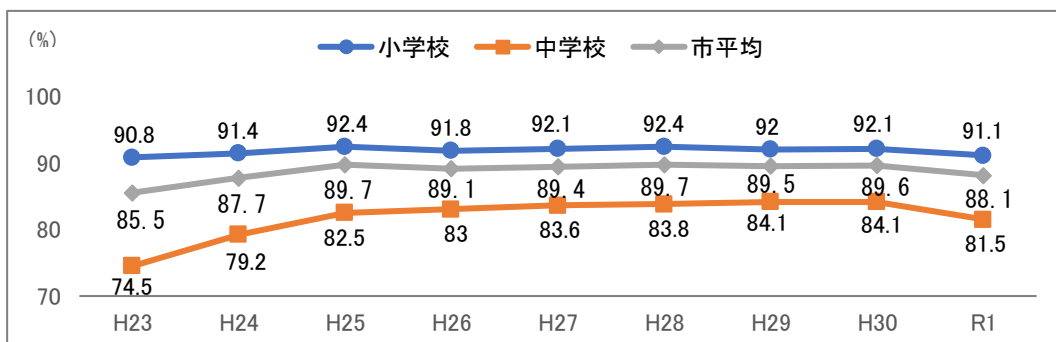
ア 指標等の状況

魅力ある学校づくり地域協議会の学校支援ボランティアの人数



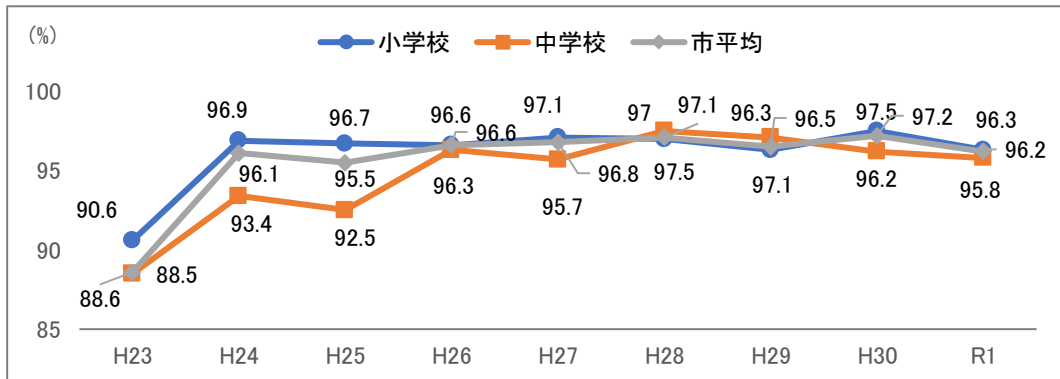
- ・ 小学校では中学校の4倍以上である。小中学校ともに、平成26年度に大きく減少し、その後、小学校ではほぼ横ばいであり、中学校では増加傾向が見られる。

「私は、地域や企業の方々と一緒に活動することで学習が充実し、楽しい。」と回答した児童生徒の割合



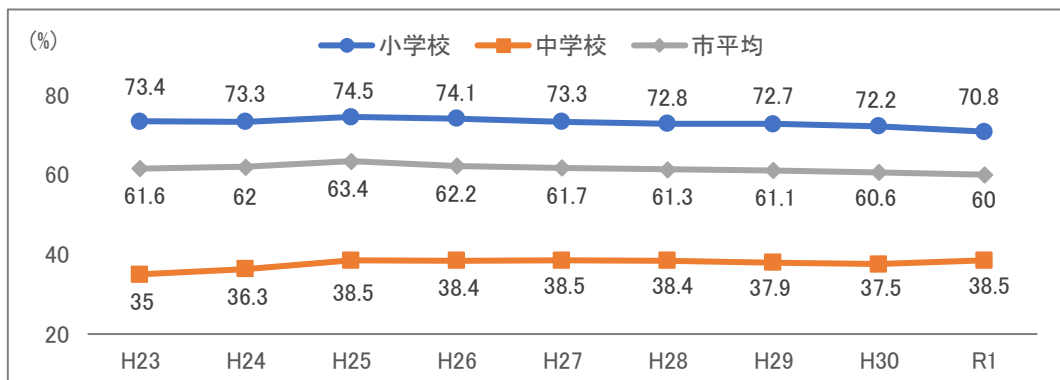
- ・ 小学生は90%以上であり、ほぼ横ばいである。中学生では、小学生に比べて下回っているものの、増加傾向が見られる。

「学校は、家庭、地域、企業等と連携・協力して、教育活動や学校運営の充実を図っている。」と回答した地域住民の割合



- ・ 小学校では平成23年度から24年度にかけて上昇し、中学校では平成28年度まで増加傾向である。その後は若干の減少も見られるが、95%を上回っている。

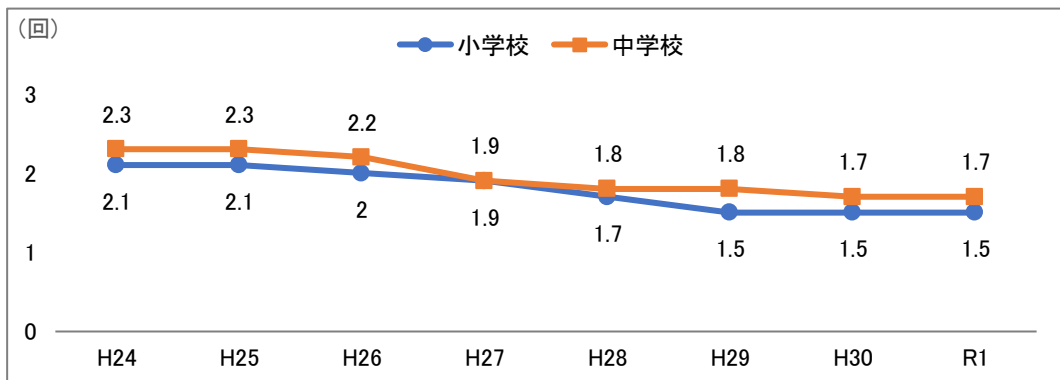
「地域での活動に参加している。」と回答した児童生徒の割合



- ・ 小学生では若干の減少傾向が見られるものの、70%を上回っている。中学生では小学生を下回っているものの、増加傾向が見られる。

〔補助データ〕

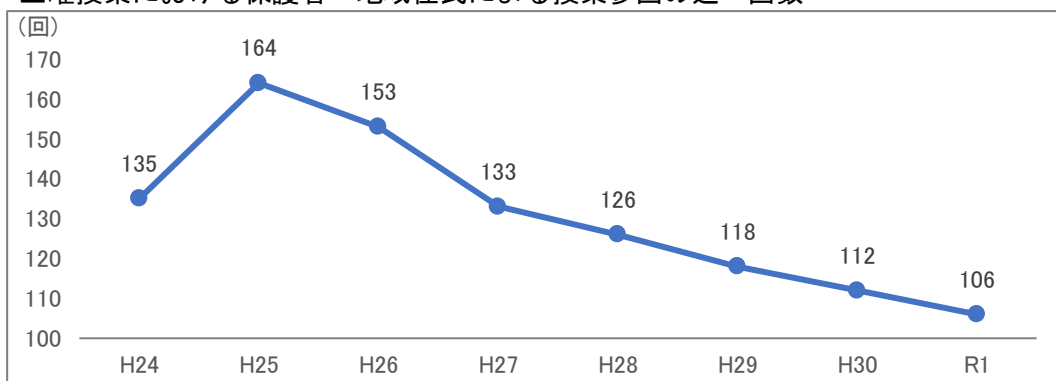
土曜授業の実施回数の平均



- ・ 小中学校ともに減少傾向が見られており、全市一斉土曜授業以外に学校独自で行っている学校は半数程度になっている。

IV 各基本方針等の状況

土曜授業における保護者・地域住民による授業参画の延べ回数



- ・ 平成25年度に一度増加したものの、その後は減少傾向が見られる。

イ 学校からの聞き取りにおける状況

〔これまでの取組について〕

- ・ 地域の方々を講師とした教育活動や、ボランティアによる活動の見守り等を、魅力ある学校づくり地域協議会の協力を得ながら実施しており、活動の充実や児童生徒の安全確保につながっている。
- ・ 土曜授業において、学校の特色を生かした教育活動を公開することができた。
- ・ 地域行事への中学生のボランティア参加が、中学生の社会性の向上や郷土愛の醸成につながっていると同時に、その姿が小学生にとっての目標や憧れとなったり、地域行事の活性化につながったりしている。
- ・ 地域行事への児童生徒の参加について、保護者による送迎等が難しい状況から縮小傾向にある。また、働き方改革を踏まえ、学校が参画する行事としない行事を検討する必要が生じている。

〔制度の見直しについて〕

- ・ 地域と連携した教育活動は、学校単位での実施が中心であり、地域学校園単位での実施は難しい。
- ・ 全市一斉の土曜授業の際には、地域人材の活用の希望が近隣の学校と重複してしまうことがあるため、各学校が期日を設定できるようにしてほしい。
- ・ 土曜授業を、全市一斉ではなく各学校が独自の期日を設定することに変更すると、結果的に形骸化し、取組が縮小してしまうのではないかと危惧される。また、土曜授業だから行うことができる、地域や保護者との連携による教育活動を実践することが大切であると考える。
- ・ 地域未来会議（※9）を見据えた制度設計を行ってはいかがかかと考える。

※9 「地域未来会議」

各中学校の生徒会役員らが、魅力ある学校づくり地域協議会の委員など地域の方々と、世代を越えて学校や地域の未来などについて議論するもの

(2) 評価

- ・ 各学校において、地域と連携した教育活動が積極的に実施されており、教育活動の充実に効果を上げている。また、指標の状況において「地域や企業の方々と一緒に活動することで学習が充実し、楽しい」と考える小学生の割合が高いとともに、中学生についても増加傾向が見られており、児童生徒の意欲の向上につながっていると考えられる。
- ・ 小中学生の地域の行事への参画により、児童生徒の社会性や地域への愛着などが育まれているが、休日の行事等について、会場への往復に係る児童生徒の安全確保や、教職員の負担等を考慮する必要性が生じている。
- ・ 補助データの状況において、土曜授業を全市一斉の実施日に加えて複数回実施している学校は減少傾向にあるとともに、保護者・地域住民による授業参加についても減少傾向であるものの、これまでの取組により、学校の教育活動への家庭・地域からの理解を深める取組として定着するとともに、本市の取組としても十分に認知されているものと考えられる。
- ・ 各学校において、魅力ある学校づくり地域協議会との連携により、教育活動の充実が図られている。また、学校運営への参画機能の強化についても進められている。
- ・ 地域学校園内の魅力ある学校づくり地域協議会同士の情報交換については、中学校の委員が小学校の委員を兼ねていることをもって、実施したものとされている状況が多く見られる。
- ・ 各小学校において、幼稚園・保育所と、生活科の授業等における交流や小学校入学に向けた園児の状況についての情報交換が行われているが、連携の在り方についての合意形成、交流事業の計画に係る連携などが十分ではない状況が一部で見られる。

(3) 今後の課題

- ・ 地域の行事への学校の関わり方について、児童生徒の安全の確保や働き方改革等を考慮しながら検討する必要がある。
- ・ 土曜授業について、全市一斉の実施日を設定することを課題視する意見がある一方、各学校または地域学校園裁量にすることによる取組の形骸化を危惧する意見も挙げられているため、今後の在り方について検討する必要がある。
- ・ 各学校と魅力ある学校づくり地域協議会との連携について、国のコミュニティ・スクールに係る動向等を注視しつつ、学校運営への参画機能の強化に引き続き取り組んでいく必要がある。
- ・ 地域学校園内における魅力ある学校づくり地域協議会同士の情報交換について、必要性を検討することが必要である。
- ・ 国が義務教育9年間を見通した指導の充実に加えて幼児教育と小学校教育との接続の推進を重視していることを考慮し、幼保小連携の推進のために地域学校園の枠組みを有効に活用できるか検討する必要がある。

2 その他の状況と評価及び今後の課題

【取組を推進するための組織】

〔組織〕

- 小中一貫教育推進主任の設置
- 組織
 - ・ 運営会議
 - ・ 部会（学力向上，学校生活適応支援，体力食育推進，交流連携促進 等）
 - ・ 分科会（養護教諭，学校栄養士，学校図書館司書 等）
 - ・ 地域学校園事務室
 - ・ その他，教科部会や推進委員会などを地域学校園ごとに設置

（1）学校からの聞き取りにおける状況

〔これまでの取組について〕

- ・ 小中一貫教育主任が調整を担うことで，各取組の計画を円滑に行うことができた。
- ・ 一人配置職員の養護教諭，学校栄養士，学校図書館司書の分科会及び地域学校園事務室における連携について，情報交換や協働的な業務推進が有効であった。
- ・ 小学校の就学時健康診断の際に，地域学校園内の養護教諭が訪問し運営を支援し合う取組が，コロナ禍において大変有効であった。
- ・ 小規模校ではすべての部会や分科会に所属することが難しい状況等があり，地域学校園の重点や児童生徒の実態，教員構成等を踏まえて組織を工夫する必要がある。

〔制度の見直しについて〕

- ・ 運営会議や部会，分科会等の会議について，ICTを活用したオンラインによる実施を推進することが必要であると考えます。

（2）評価

- ・ 一人配置職員が連携する取組が積極的に行われ，養護教諭においては就学時検診時の連携，学校栄養士においては共通献立の実施，地域学校園事務室においては諸表簿の相互確認などの実践が定着しており，業務負担の軽減や地域の特色を生かした取組の推進，OJTの充実などにおいて大きな成果を上げていると考えられる。
- ・ 部会，分科会等の構成や，それらの組織における活動内容について，工夫改善が重ねられている地域学校園が見られる一方で，全体的にはやや形骸化している状況も見られる。

（3）今後の課題

- ・ 各地域学校園の実情に応じて，部会や分科会の種類，活動内容の見直しを図られている取組についての情報を収集した上で，効果的な例を市内で共有できるようにする必要がある。

【制度全体】

〔制度の概要〕

□ 目的

義務教育9年間を通じた系統的な指導と、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動などにより、児童生徒の学力保障と学校生活適応を目指す学校教育の充実

□ 基本的な制度設計

- ・ 小中学校を組み合わせた25の地域学校園を設定
- ・ 既存の学校施設を活用した施設分離型で実施
- ・ 本市独自の4・3・2制カリキュラムの編成

□ 基本方針

- ① 小中一貫教育カリキュラムの充実により、教育活動の一層の充実を目指す。
- ② 教職員の相互理解を一層深めることにより、教職員の資質向上を図る。
- ③ 地域教育力の活用をさらに進めることにより、学校支援の充実を図る。
- ④ 自主的・自律的な学校運営の推進により、「地域とともにある学校づくり」を進める。

(1) 学校からの聞き取りにおける状況

〔制度の見直しについて〕

- ・ 4つの基本方針は広げすぎではないかと感じる。本制度の目的と達成に向けた手段を整理した上で、方針をスリム化することにより、本制度の役割と意義が明確になるのではないかと考える。
- ・ 地域学校園単位での交流活動に大きな成果を感じているが、9年間を一体的に捉えた系統的な指導について成果を実感できているかについては疑問である。
- ・ 働き方改革やコロナ禍における新しい生活様式を踏まえ、地域学校園内の各学校が連携を図っていくための意識や取組の改革が必要であると考えます。
- ・ 本地域学校園においては、9年間の系統図が整備され、地域との連携も十分図られており、多くの時間と手間をかけてこれまで推進してきた実績があるため、これまでの目的や方針に基づいて更なる取組の充実を図ることは難しい。今後、次の段階に進むためには、新たな視点や指標が必要であると考えます。
- ・ 現在は各取組の実施方法等について各地域学校園の主体性が重視されているが、そのことにより形骸化した取組も見られると感じており、確実に実施すべきことについては、市からより明確に、方向性や基準などを示してほしい。

IV 各基本方針等の状況

(2) 評価

- ・ 制度における各取組が、目的に掲げている学力保障と学校生活適応にとどまらず、児童生徒の多様な力の育成や教職員の資質向上、業務改善など、本市学校教育における様々な効果につながっている。
- ・ 基本的な制度設計の「小中学校を組み合わせた25の地域学校園の設定」が、小中学校の連携による系統的な指導や交流活動、一人配置職員の連携などにおいて有効に機能している。
- ・ 基本的な制度設計の「本市独自の4・3・2制カリキュラムの編成」の考え方や生かし方について、教育課程（指導計画）に限定して捉えられるなど、学校と市が十分に共有を図れていない状況が見られる。
- ・ 基本方針3・4として設定している学校と地域との連携について、特に、各学校単位による取組が積極的に行われ、教育活動の充実につながっている。

(3) 今後の課題

- ・ 本市学校教育における本制度の役割と位置付けについて整理した上で、目的及び基本方針の在り方を検討する必要がある。
- ・ 基本的な制度設計の「本市独自の4・3・2制カリキュラムの編成」について、捉え方や考え方を改めて整理し、明確にした上で、考え方を学校と十分に共有する必要がある。

IV 各基本方針等の状況

V 各基本方針等における課題のまとめ

1 制度設計等について

本制度の基本設計である「小中学校を組み合わせた25の地域学校園の設定」により、地域学校園の枠組みを生かした小中学校の連携による系統的な指導や、交流活動などが推進されている一方で、次のような課題が見られた。

基本的な制度設計としての「本市独自の4・3・2制カリキュラムの編成」の考え方や生かし方について、教育課程（指導計画）に限定して捉えられるなど、学校と市が十分に共有を図れていない状況があるため、改めて整理し、明確に示す必要がある。

また、本制度における各取組は、目的に掲げている学力保障と学校生活適応にとどまらず、学校教育の様々な面における効果につながっているため、本市学校教育における「小中一貫教育・地域学校園」制度の役割を踏まえ、目的等を見直す必要がある。

2 【基本方針1】について

学習習慣、学習態度の育成に向けた手引きや、生活のきまりの作成・活用などによる、児童生徒の発達の段階を踏まえた系統的な指導が定着し、中3生徒の各種調査結果に良好な状況が見られている一方で、次のような課題が見られた。

各教科等においては、学習指導要領における目標及び内容が、各学年、または小学校低・中・高学年等の学年段階で示されており、4・3・2のまとまりとは異なっていることから、4・3・2制による指導計画の効果的な活用が難しい状況が一部で見られるため、その考え方や生かし方を確認し、明確化する必要がある。

また、国の教育施策において小学校高学年の教科担任制が推進されていることを踏まえ、指導体制の整備や指導方法の工夫に取り組む必要がある。

さらに、不登校数が増加している状況を踏まえ、児童生徒の変化に気付き寄り添うなど、新たな不登校を生まない学級経営等の充実を推進するとともに、不登校となっている児童生徒一人一人に応じた支援と小中学校間の切れ目のない支援をより充実するため、別室登校やICT活用などに積極的に取り組む必要がある。

そのほか、交通手段に係る課題を踏まえて小学校6年生の進学先中学校訪問について検討する必要があるとともに、小中学生の交流活動におけるICTの活用や地域の特色を踏まえた活動の精選についても検討する必要がある。

3 【基本方針2】について

乗り入れ授業や部会、分科会における協議などを通して、小中学校の教員が指導方法や児童生徒の状況についての相互理解を深めている一方で、次のような課題が見られた。

令和元年度に乗り入れ授業が地域学校園裁量となり、実施に向け積極的な地域学校園が減少しているため、相互の指導や児童生徒の活動に触れ、理解を深める機会や、小中学校が合同で授業研究を行う場などを保障する必要がある。

また、相互理解が児童生徒の現状等の理解にとどまっている状況が一部で見られるため、相互理解を図る目的を明確にし、取組内容を工夫する必要がある。

その際、国の動向等を踏まえ、小学校における外国語の指導や小学校高学年における教科担任制の充実を、小中学校の連携の視点として取り入れることも考えられる。

さらに、「小中一貫の日」の会議や研修会を一層効果的に計画、実施することができるようにするため、内容や学校規模等に応じた部会及び分科会の構成、ICTの活用などを工夫する必要がある。

4 【基本方針3】【基本方針4】について

各学校において、地域と連携した教育活動が積極的に行われており、地域の教育力の活用による学校支援の充実が図られている一方で、次のような課題が見られた。

地域の行事への学校の関わり方について、児童生徒の安全の確保や働き方改革等を踏まえて検討する必要があるとともに、土曜授業の全市一斉の実施日設定について相反する意見があるため、今後の在り方を検討する必要がある。

また、各学校と魅力ある学校づくり地域協議会との連携について、国のコミュニティ・スクールに係る動向等を注視しつつ、学校運営への参画機能の強化に引き続き取り組んでいく必要があるとともに、魅力ある学校づくり地域協議会同士の情報交換については、中学校の委員が小学校の委員を兼ねていることをもって実施したものとされている状況が多く見られるため、必要性について検討する必要がある。

さらに、国が義務教育9年間を見通した指導の充実に加えて幼児教育と小学校教育との接続を重視していることを考慮し、幼保小連携の推進のために地域学校園の枠組みを有効に活用できるか検討する必要がある。

VI これまでの総括

1 成果

「小中一貫教育・地域学校園」制度における取組は各地域学校園において着実に実施され、小中学校の連携による義務教育9年間を通じた系統的な指導や、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動が推進されており、次のような成果が見られている。

学力保障について

学習習慣や態度の育成に向けた手引き等の作成・活用、授業における指導の共通実践などによる系統的な指導の充実が図られており、義務教育修了段階である中3生徒の各種調査結果において、知・徳・体ともに良好な状況が見られている。また、教科横断的教育活動（「宮・未来キャリア教育」「宮っ子心の教育」「元気アップ教育」）などにおいて4・3・2制カリキュラムを生かし、各期のまとまりを踏まえた指導が効果的に行われている。

学校生活適応について

中学校生活を見据えた小学校段階からの生活のきまりの設定や活用により、中1生徒がスムーズに中学校生活に適応できているとともに、小中学生の交流活動や小学校6年生の進学先中学校訪問などにより、中学校生活への期待感や前向きな気持ちの高まりが見られ、中学校進学後も学校生活に対して満足感をもつ生徒が増加している。また、不登校となっている児童生徒への支援や、いじめ防止対策を含む児童生徒指導に係る取組についての情報共有などが行われ、小中学校が連携した対応の充実が図られている。

教職員の相互理解について

中学校教員による小学校への乗り入れ授業が、教職員の相互理解や、小6児童の中学校進学に向けた不安解消や意欲の高まりにつながっているとともに、「小中一貫の日」を活用した運営部会や部会、分科会などの会議における情報交換等の取組が計画的に行われている。

地域の教育力の活用や「地域とともにある学校づくり」について

各学校において、魅力ある学校づくり地域協議会との連携を図り、地域の教育力を生かした教育活動が推進されているとともに、小中学生の地域行事への参加により、社会性や地域への愛着などが育まれている。また、土曜授業が、学校の教育活動への家庭・地域からの理解を深める取組として定着し、本市の取組として十分に認知されている。

本制度における組織を生かした取組について

養護教諭、学校栄養士、事務職員、学校図書館司書といった一人配置職員の連携が積極的に図られており、業務負担の軽減やOJTの推進につながっている。また、基本的な制度設計としての、小中学校を組み合わせた地域学校園が、小中学校の連携による系統的な指導や交流活動などにおいて有効に機能しており、各基本方針における取組に生かされている。

2 今後の方向性

制度の見直しにおいては、今回の検証・見直しの趣旨に基づき、本市学校教育における本制度の役割が明確になるよう「第2次宇都宮市学校教育推進計画」との関係を整理すること、また、国の教育施策の動向や現行制度における課題等を踏まえ、義務教育9年間の指導の系統性と学びのつながりを強化すること、ICTの活用推進による取組の効率化や新たな交流の機会創出を図ることの3つを柱とする。

「第2次宇都宮市学校教育推進計画」との関係整理

本制度を「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の基盤として位置付け、一体化を図る旨を明確化する。また、本制度において実施してきた各取組を「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の施策・事業として位置付ける。

義務教育9年間の指導の系統性と学びのつながりの強化

〔4・3・2の三期に係る考え方や取組の一層の明確化〕

中1ギャップの解消に向け、特に「活用期」において小中学校の連携を生かすことを明確にする。また、4・3・2制カリキュラムは、各期において目指す児童生徒の姿を見据えた教育課程（指導計画）や指導の構えを示したものであり、義務教育9年間を三期に分けることにより、スモールステップによるきめ細かな指導を行えるようにするものであることを明確にするとともに、各地域学校園の重点に基づいて各期の終わりまでに目指す姿を明確化し、指導の充実を図るなどのカリキュラム・マネジメントを推進する。

〔教職員の相互理解による指導改善の一層の推進〕

教職員の相互理解が、児童生徒の実態や指導の様子などについての理解はもとより、課題の解決に向けた実践や教職員の指導力向上につながるよう、相互の乗り入れ授業や授業参観、合同授業研究会などの取組について検討する。また、乗り入れ授業や合同の授業研究等に取り組む際の視点として、小学校における外国語の指導や、小学校高学年における教科担任制を取り入れることについても検討する。

〔幼児教育と小学校教育の接続の推進〕

義務教育9年間を見通した指導の充実に加え、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進し、学びのつながりを強化することができるよう、これまで幼保小連携事業として行ってきた各小学校の児童と幼児の交流、教職員の情報交換等を効果的に行うため、国の動向を踏まえながら、取組の目的や内容等を具体的に提示するとともに、地域学校園の枠組みを有効に活用できるか検討する。

ICTの活用推進

GIGAスクール構想により各学校に整備した端末及び通信環境等を活用し、小中学生の交流活動や小中学校の教員による合同の授業研究会、「小中一貫の日」の会議等をオンラインにより行うなどし、各取組の効率化を図りながら効果的に実施できるよう検討する。

Ⅶ 今後の「小中一貫教育・地域学校園」制度

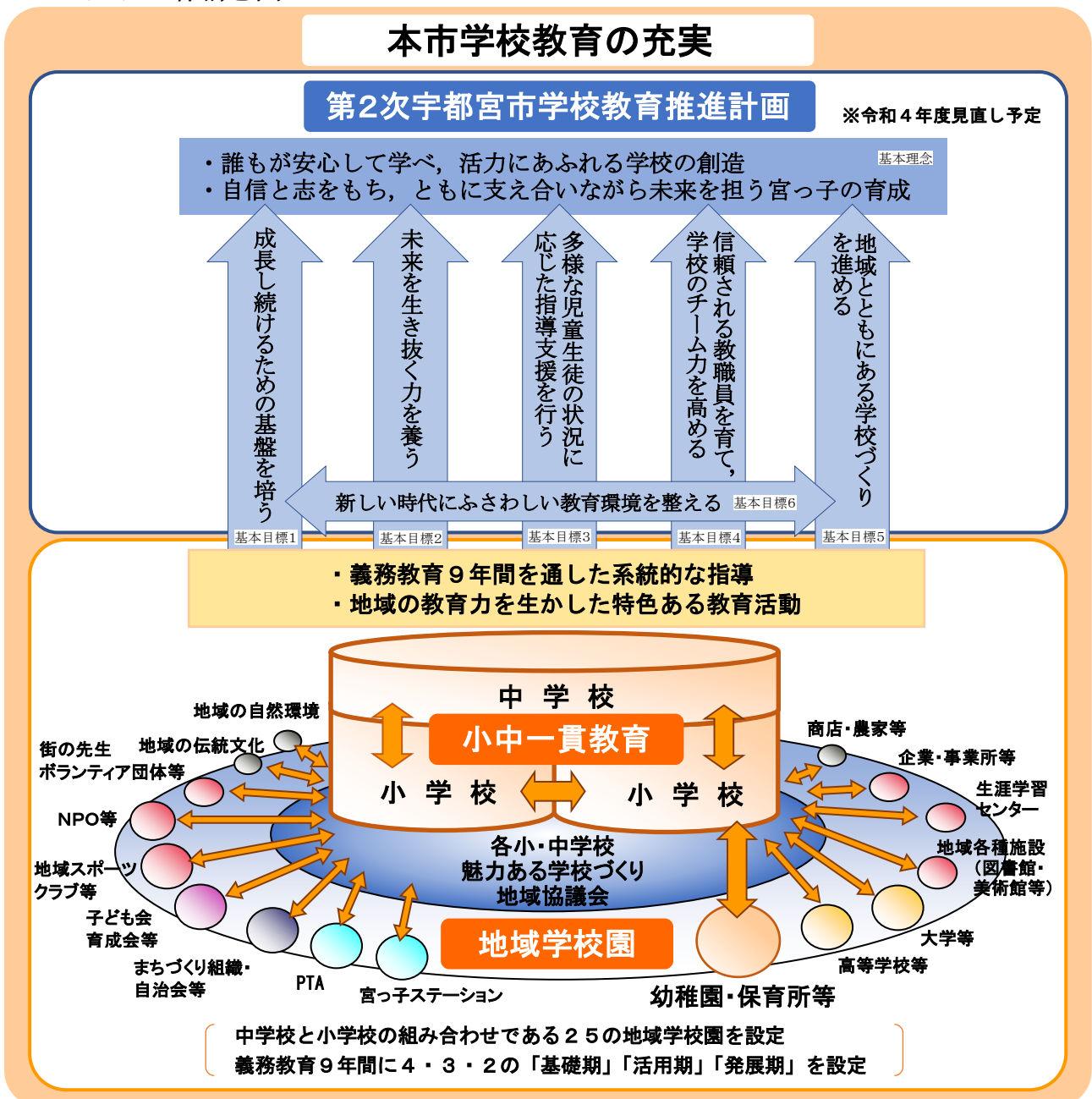
1 全体構想

「Ⅵ これまでの総括」における「2 今後の方向性」に基づき、本制度の推進を通して「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の基本理念及び基本目標の達成を目指すことが明確になるよう目的を変更し、基本方針に代えて推進計画の基本目標を具体的な方向性とする。

(1) 目的

25の地域学校園における、義務教育9年間を通した系統的な指導と地域の教育力を生かした特色ある教育活動などにより、本市学校教育の充実に資する

(2) 全体構想図



2 各地域学校園における具体的な取組

「VI これまでの総括」における「2 今後の方向性」に基づき、義務教育9年間の指導の系統性と学びのつながりの強化、ICTの活用推進などを図ることができるよう各取組を見直した上で、「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の施策・事業として位置付ける。

ここでは、これまでの取組を縮小、変更、充実、継続の4観点で整理した上で、見直しの概要を示すとともに、「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の基本目標、基本施策との関連を示す。

(1) 縮小する取組

ア 小学校教員の中学校への乗り入れ授業

地域学校園の裁量による実施を廃止する。

各地域学校園児童生徒指導強化連絡会等により、現行の目的は達成できていることから、廃止とする。

イ 魅力ある学校づくり地域協議会の連携

全市一斉の取組としてきた年1回以上の小中学校地域協議会の情報交換の実施を廃止する。

各地域学校園において、小学校の地域協議会委員が中学校の地域協議会の委員を兼ねており、中学校での開催において情報交換ができる状況であるため、小中学校地域協議会の情報交換会の実施については、廃止とする。

Ⅶ 今後の制度

(2) 変更する取組

ア 小中学生の交流活動

小学生と中学生の交流活動について重点化や精選、多様な児童生徒の状況を踏まえた取組を推進する。

各地域学校園の実態等に応じて、これまでの実績を基に、小学生と中学生の交流活動について、特に効果的な活動への重点化や精選とともに、多様な児童生徒の状況を踏まえた活動及び指導の充実を図る。

児童の交流活動の充実、ICTを活用した取組の推進を図る。

同級生同士のつながりを築くことにより、中学校生活への不安解消を図るとともに、中学校入学後の円滑な人間関係構築につなげ、不登校対策にも資するよう、冒険活動教室における小小、小中の交流活動に加え、小小の交流活動の充実について検討する。

その際、ICTを活用したオンラインによる交流を推進することにより、日常の学校生活の中での新たな交流機会を創出するとともに、円滑に実施できるようにする。

【推進計画との関連】 1 (2) 豊かな心を育む教育の推進 (※10)

1 (4) 将来への希望と協働する力を育む教育の推進

3 (2) いじめ・不登校対策の充実

イ 「小中一貫の日」の設定

月1回程度としていた実施回数を地域学校園裁量とするとともに、各地域学校園の実情に応じた活用を推進する。

今後も「小中一貫の日」を位置付けることにより、運営部会や部会、合同研修会等の計画を円滑に行えるようにするが、組織構成や活動内容に応じて、年間の実施回数は地域学校園裁量で設定することとする。

また、運営部会や部会、分科会のほか、学校栄養士や特別支援学級担任など、必要に応じた小集団での打合せ等への幅広い活用を推進するとともに、「小中一貫の日」以外においても、各地域学校園の実情に応じ、相互理解の機会を柔軟に設定できるようにする。

ICTを活用したオンラインによる会議の実施を推進する。

会場の調整や移動の負担を軽減し、効率的に会議や研修会を実施できるよう、オンラインによる実施等を推進する。

【推進計画との関連】 4 (1) 教職員の資質・能力の向上

5 (2) 主体性と独自性を生かした学校経営の推進

※10 「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の基本施策名であり、令和4年度に実施予定の計画見直しにより、変更となる可能性がある。(他の基本施策についても同様)

ウ 中学校教員の小学校への乗り入れ授業

地域学校園裁量の実施を継続した上で、乗り入れ先の対象学年を変更する。

教職員の相互理解や指導の工夫・改善を目指し、地域学校園の裁量による実施を継続するが、中学校の学習に対する不安解消を図る取組として小学校6年生の児童を対象に乗り入れるのみではなく、小学校高学年の教科担任制についての研究等が求められていることに配慮し、地域学校園の裁量により5年生において実施することも可能とする。

指導の工夫・改善に資する授業研究を促進する。

授業後の授業研究会の実施を推進し、指導の工夫・改善に資するため、オンラインを取り入れるなどの方策を検討する。

- 【推進計画との関連】 4 (1) 教職員の資質・能力の向上
3 (2) いじめ・不登校対策の充実

Ⅶ 今後の制度

(3) 充実を図る取組

ア 9年間の系統性を生かしたカリキュラムの実施

(旧「小中一貫教育カリキュラムの実施」)

- ① 各教科等におけるカリキュラム
- ② 小学校低学年の外国語活動
- ③ 本市ゆかりの古典「百人一首」に親しむ学習
- ④ 教科横断的教育活動

(「元気アップ教育」「宮っ子心の教育」「宮・未来キャリア教育」)

各地域学校園における取組の重点化，重点に基づく取組の充実を図る。

各地域学校園の児童生徒の実態等に応じて設定する最重点目標に基づく，4・3・2の三期のまとまりを生かした系統的な指導の充実を図る。

児童生徒の状況を評価し，取組の改善を図る検証・改善サイクルの充実を図る。

各期の終わりの児童生徒の状況を，学力調査等を活用して各地域学校園が設定した指標により評価し，次年度の取組の改善につなげる検証・改善サイクルの充実を図る。

本市ゆかりの古典「百人一首」に親しむ学習の実施について明確化する。

小4の国語と小6の「宇都宮学」において、「百人一首」と本市の関わりについての指導や「百人一首」に親しむ学習活動を実施することを明確化し，各学校における取組を推進する。

- 【推進計画との関連】
- 1 (1) 確かな学力を育む教育の推進
 - 1 (2) 豊かな心を育む教育の推進
 - 1 (3) 健康で安全な生活を実現する力を育む教育の推進
 - 1 (4) 将来への希望と協働する力を育む教育の推進
 - 2 (1) グローバル社会に主体的に向き合い，郷土愛を醸成する教育の推進

イ 小学校高学年の教科担任制

国や県の動向を踏まえつつ，教員の配置状況に応じた取組を推進する。

これまでは各小学校の実情に応じた授業交換を推進してきたが，今後は専科教員の活用を図るとともに，学級担任による授業交換をこれまで以上に推進する。

- 【推進計画との関連】
- 1 (1) 確かな学力を育む教育の推進

ウ 地域学校園教職員研修

- ① 地域学校園の全教職員による「教職員合同研修会」
- ② 授業力向上プロジェクト研究
- ③ 各地域学校園児童生徒指導強化連絡会（新規）
- ④ 一人配置教職員による研修，情報交換

相互理解の機会を確保するとともに，小中学校の教員の連携による指導の工夫・改善に向けた取組を推進する。

中学校教員の小学校への乗り入れ授業を実施しない場合の取組として，中学校から小学校，または小学校から中学校の授業参観の実施を推進する。

その際，授業後の授業研究会の実施を推進し，指導の工夫・改善に資するため，オンラインを取り入れるなどの方策を検討する。

国，県の教育施策の動向や本市の施策を踏まえた研究を推進する。

小学校高学年における，教科担任制の推進や外国語の教科化など，小中学校の接続期である活用期の指導に係る教育施策の動向等を踏まえ，地域学校園内の小中学校が連携して取り組む授業研究を推進する。

また，本市の施策を踏まえた研究課題の設定及び取組についても推進する。

「各地域学校園児童生徒指導強化連絡会」を本取組の一つとして位置付ける。

本強化連絡会は，地域学校園ごとに各校の管理職や担当教員等が一堂に会し，児童生徒指導に関する研究や情報交換，重点取組の検討などを行っており，新たに地域学校園教職員研修の一つとして位置付ける。

また，市教委が本強化連絡会に参加し，効果的な児童生徒指導や不登校対策についての指導・助言や，個別事案の情報共有等を行うことにより，義務教育9年間を通じた切れ目のない支援を推進する。

- 【推進計画との関連】 4（1）教職員の資質・能力の向上
3（2）いじめ・不登校対策の充実

Ⅶ 今後の制度

エ 地域の教育力を活用した教育活動

- ① 地域と連携した教育活動
- ② 土曜授業の実施
- ③ 小学校と幼稚園・保育所等との連携（新規）

地域と連携した教育活動について、これまでの取組を継続する。

各学校または各地域学校園における、地域等との連携を図った学習活動や学習支援の実施を継続する。

土曜授業について、実施回数、全市一斉の実施日ともに、これまでの取組を継続する。

各学校における、年間10回を上限とした土曜授業の実施を継続するとともに、そのうち1回の、全市一斉での実施を継続する。

小学校と幼稚園、保育所等と円滑で確実な情報交換を行えるような仕組みの構築を検討する。

幼小連携の強化において、円滑かつ確実に情報交換を行える仕組みの構築にあたり、地域学校園の枠組みの活用について検討する。

【推進計画との関連】 5（3）地域と連携・協働した学校づくりの推進

(4) 継続する取組

ア 小学校6年生の進学先中学校訪問

原則として、現行制度と同様に実施する。

児童の安全面を最優先事項としてオンラインによる見学，交流を基本とする方向性を検討したものの，小中学校からは，小6児童の中学校進学への期待を高めるとともに，不安解消を図るための取組としての効果の観点から，直接の訪問の継続を希望する意見が多いことを踏まえ，原則として直接の訪問を継続することとし，全体説明や授業参観，部活動見学などを実施する。

なお，実施日については，交流型地域学校園に配慮し，全市一斉実施日の設定を継続するとともに，移動については，小中学校間の距離が2km未満の場合は担任の引率のもと徒歩で移動し，2km以上離れている場合はバス等の交通手段を活用する。

【推進計画との関連】 1 (4) 将来への希望と協働する力を育む教育の推進

3 (2) いじめ・不登校対策の充実

イ 小中一貫教育推進主任の設置

各中学校への「小中一貫教育推進主任」の設置を継続する。

小中教職員が相互に理解を深め合いながら，制度の趣旨に応じた取組が円滑に進められるよう，地域学校園全体のコーディネートを行う「小中一貫教育推進主任」の各中学校への設置を継続する。

また，各小学校の「小中一貫教育担当教員」が「小中一貫教育推進主任」と連携することにより，各取組を円滑に進めることができるようにする。

【推進計画との関連】 5 (2) 主体性と独自性を生かした学校経営の推進

Ⅶ 今後の制度

3 制度の推進体制等

(1) 市全体

各取組を、「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の基本目標、基本施策の中に位置付けることに伴い、評価の在り方を変更する。

ア 評価

本制度独自の指標の設定を廃止する。

本制度独自の指標の設定は行わず、「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の指標を活用し、本制度における取組等の評価、改善策の検討を行う。

イ 教育環境の整備，活用

ICT環境の有効活用を図る。

児童生徒の交流活動や教職員の会議，研修において，GIGAスクール構想により整備した1人1台端末を有効に活用できるようにする。

地域学校園交付金の有効活用を図る。

授業力向上プロジェクト交付金の一層の有効活用を図るため，基準額と増額の検討や，増額の対象となる要件の検討などを行う。

【地域学校園交付金】

- ・ 授業力向上プロジェクト
- ・ 地域学校園推進事業
- ・ 頑張る学校プロジェクト

乗り入れ授業の後補充としての会計年度任用職員の活用を継続する。

中学校教員が小学校で行う乗り入れ授業に伴う後補充（授業や補教）について，中学校の会計年度任用職員（学力向上）が，主業務を行った上で対応することを，引き続き可能とする。

(2) 各地域学校園

各地域学校園の状況に応じた組織の精選，9年間の系統性を生かしたカリキュラムの実施，検証・改善サイクルの充実を図る。

ア 地域学校園の教育ビジョン，重点目標及び最重点目標

教育ビジョンが，目指す児童生徒の姿や地域学校園の特色，課題などが具現化されたものとなるようにする。

○ 教育ビジョン

- ・ 地域学校園全体で目指す総括的なテーマ（中・長期的なもの）
- ・ 地域学校園の児童生徒，教職員，保護者などが共有できる目標

重点目標のうち最も力を入れることを最重点目標として設定し，明確化する。

○ 最重点目標（新規）

- ・ 重点目標のうち，最も重点を置き，全教職員が日常の教育活動において意識的に取り組む目標（単年度または複数年度のもの）

○ 重点目標

- ・ 特に力を入れて解決すべき，学習面，児童生徒指導面，健康・体力面など，分野別の目標（単年度または複数年度のもの）

イ 組織・体制

各地域学校園の実情に応じた組織（部会，分科会）の精選を推進する。また，かがやきルーム指導員や，特別支援学級担任などが地域学校園内の他校の教職員と連携を図れる体制づくりを推進する。

○ 運営会議

- ・ 地域学校園長（中学校長），地域学校園副学校園長（各小学校長），地域学校園事務室長，小中一貫教育推進主任等で構成し，地域学校園の教育ビジョンや目標，組織，活動計画，予算などについて話し合う会議

○ 部会

- ・ 学力向上，学校生活適応支援，健康・体力・食育推進，交流連携促進など，各地域学校園の実情に応じた部会を設置し，各部会における重点目標達成に向けて関係教職員が話し合い，課題解決に取り組む会議
- ・ 各地域学校園の実情に応じ，学校一人配置教職員分科会，各教科等部会などを設置

○ 地域学校園事務室

- ・ 小中学校間の相互支援を通じ，学校事務の効率化を図るとともに，地域学校園の運営に関する支援を行うために設置

Ⅶ 今後の制度

ウ 年間活動計画

各地域学校園の実情に応じた会議や交流，研修の計画作成を推進する。

○ 主な内容

- ・ 「小中一貫の日」の実施回数及び内容
- ・ 教職員の交流計画（運営会議，部会，分科会，小中合同研修会）
- ・ 児童生徒の交流活動（小中・小小交流，小6生の進学先中学校見学 等）
- ・ 中学校教員の小学校への乗り入れ授業，相互授業参観，授業研究会

など

エ 評価

最重点目標や重点目標に係る検証・改善サイクルの充実を推進する。

○ 指標の設定

- ・ 学校マネジメントシステムにおける地域学校園の共通項目や，学力調査や学校と生活についてのアンケートを活用し，指標を設定する。

○ 評価の実施

- ・ 部会において結果の把握と分析，改善策の検討を行った上で，運営会議に報告し，評価する。
- ・ 運営会議において，評価を生かして次年度の目標や取組を検討する。

○ 評価結果の共有化と累積

- ・ 評価の流れについて，地域学校園の教職員による共通理解を図る。
- ・ 次年度以降の取組に確実に引き継げるよう，評価結果を記録し，累積する。